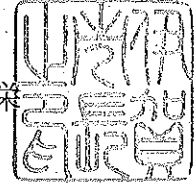


伊 総 第 1005 号  
2021 (令和3) 年2月9日

伊賀市議会議長 近森 正利 様

伊賀市長 岡 本 栄



文書質問に対する回答について

2021 (令和3) 年1月29日付伊議第523号で回答の要求がありました文書質問について、下記のとおり回答します。

記

1 市及び委託業者の責任と委託業者への指導の考え方について

市は、委託業務を監督管理するものとして、業務の履行状況の確認や調査をする権限を有し、業務完了のため業務に関する指示を受託者に対して行い、受託者は当該指示に従い業務を行わなければならない。

また、市は、受託者が定めた業務責任者又は受託者の使用人等が当該業務の実施に著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができるものとし、受託者には、当該請求事項の結果を書面により通知する義務を課している。

以上のことより、業務に対し、市には監督管理責任が、受託者には業務履行責任があり、市は受託者に対し業務遂行に当たり必要な措置を講じている。

2 過去5年間の事故発生状況等

発生日	路線等 運行業者名	事故の内容	指導や処分等の内容
H28.6.3	廃止代替バス・友生線 三重交通㈱	友生IC付近を走行中、 対向車が事故を起こし、 その反動でバス車両に衝突。 乗員・乗客に怪我なし。	なし

H28. 6. 10	スクールバス (株)ミヤマトータルイノベーション	対向車両との接触（相手側の過失多）。 乗車児童に怪我なし。	口頭指導
H28. 12. 13	スクールバス 三重交通(株)	停留所発車直後に追い越してきた車両と接触。 乗車児童生徒に怪我なし。	口頭指導 注意喚起文書送達
H29. 4. 18	比自岐コスモス号 比自岐コスモス号運行 連絡協議会	丸山駅で、バスを転回させる際、付近の家の門扉にバス車両を接触。 乗員に怪我なし。	事故報告書の提出及び再発防止策を指導
H29. 6. 6	スクールバス 三重交通(株)	飛び出してきた車両回避のための急ブレーキにより、生徒2名が怪我。	口頭指導
H29. 7. 31	大山田行政サービス巡回車 伊賀交通(株)	小動物を避けハンドル操作を誤り道路左側のガードレールに接触。 乗客なし。	再発防止の安全対策の徹底を指導。 業者は再発防止に向け、社員研修等を定期的に実施することとした。
H30. 1. 31	阿山行政サービス巡回車 (株)伊賀交通	後続の車両が追い越しを行ったが、十分に間隔を取らず直前に割り込む形で車線変更してきたため、相手方車両の左後部が当方車両の右前部ドアに接触。 乗客なく、双方怪我なし。	再発防止の徹底を要請
H30. 6. 18	スクールバス (株)伊賀交通	走行中のトラックと接触（双方の過失）。 乗車児童に怪我なし。	口頭指導 注意喚起文書送達
H30. 11. 14	廃止代替バス・友生線 三重交通(株)	交差点から飛び出してきた自家用車との衝突を回避するため、急ブレーキを掛けたことにより、乗客の1人が車内で転倒。	なし
H31. 2. 14	阿山行政サービス巡回車 (株)伊賀交通	脇見運転により道路右側の路外（高低差約2メートルの田圃内）に転落。 乗客なく、乗務員に怪我なし。	再発防止徹底の要請 報告書の受領 業務担当乗務員への安全確認の徹底に関する社内指導の実施を要請

H31. 2. 22	スクールバス ㈱伊賀交通	走行中の軽自動車と接触 (相手側の過失多)。 乗車児童に怪我なし。	口頭指導
R1. 6. 15	上野コミュニティバス しらさぎ 三重交通㈱	車庫へ回送中に、運転操 作を誤り、鍵屋の辻史跡 公園西側の側溝に左前タ イヤを脱輪。 乗員に怪我なし。	事故報告書の提出及び 再発防止策を指導
R1. 10. 4	いがまち行政サービス 巡回車 ㈱伊賀交通	一方通行の狭い市道を走 行中、左側住宅の駐車場 から飛び出してきた軽自 動車を避けられず、車両 左側面に接触。	再発防止への注意喚起
R2. 1. 6	阿山行政サービス巡回 車 ㈱伊賀交通	伊賀焼伝統産業会館駐車 場から飛びだしてきた乗 用車を避けられず車両左 側面と接触。 乗客なく、双方怪我なし。	再発防止の徹底を要請
R2. 6. 10	廃止代替バス・柘植線 三重交通㈱	中瀬 I C の信号交差点で 停車中、後続車によるバ ス車両への追突。 乗員・乗客に怪我なし。	なし
R3. 1. 20	いがまち行政サービス 巡回車 ㈱伊賀交通	御代インター付近交差点 の県道を走行中、右側道 (一旦停止) からトラッ クが飛び出し、行政サー ビス巡回車の右側面に衝 突。	再発防止に向けた改善 計画書の提出指示

### 3 事故を繰り返す委託業者に対する措置の考え方について

事故等を起こした業者に対しては、その時の状況に応じて必要な措置を行っているが、場合によっては、指名停止の措置を行うこともある。

指名停止措置は、指名停止を要すると認められる事案が発生したときに、伊賀市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領の規定に基づき、契約監理課が発注担当課からその事案の報告を受け、入札参加資格審査会に諮った上で、市長が情状に応じて決定することとなる。